慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	井手勝美著『キリシタン思想史研究序説：日本人のキリスト教受容』
Sub Title	
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.1/2 (1995. 10) ,p.125- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

井手勝美著『キリシタン思想史研究序説』

――日本人のキリスト教受容――

高瀬弘一郎

本書は、井手勝美氏が一九六六年から九三年までの間に発表された論文と史料紹介を一冊に纏めた、浩瀚な研究書である。慶應義塾大学大学院博士課程を終えて以来、一貫して比較文明学とキリシタン史研究に取り組んできた、氏の学問と思想の集大成であり、結実である。同窓・同学の一人として、この度この大著に接してまことに喜ばしく、慶賀に堪えない。

本書は二部に分かれ、第一部研究編は次のような一一編の論文からなる。

1、キリシタン時代における日本人のキリスト教受容
――キリスト教書籍を中心として
2、東インド巡察師A・ヴァリニャーノの日本人観
3、一六世紀日本におけるキリスト教受容
4、キリシタン宗門
5、不干斎ハビアンの生涯
6、不干斎ハビアン『妙貞問答』上巻「禅宗之事」について
7、ハビアンと『妙貞問答』
8、日本準管区長P・ゴメスの強制改宗権論批判――『神学綱要』第一部第六八章
9、徳川家康の死因について
10、トインビーのキリシタン観
11、トインビーの高度宗教論――近代初期におけるイエズス会の中国布教政策

第二部史料編は、次の二点の欧文史料の邦訳紹介である。

1、日本イエズス会第一回協議会（一五八〇～八一年）と東インド巡察師A・ヴァリニャーノの裁決（一五八

二年）

2、日本イエズス会第二回全体協議会と東インド巡察師A・ヴァリニャーノの裁決（一五九〇年）

以下順に取り上げる。

1、キリシタン時代における日本人のキリスト教受容――キリスト教書籍を中心として

信仰の受容は、知的理解と霊的受容とがある。信仰受容には知的理解が必須というわけではなく、それを伴わない敬虔な信仰もありうる。しかし歴史学においてはやはり、知的理解の方面が研究対象になりがちである。著者自身が断っている通り、本論文もそうである。キリスト教書籍の導入と日本人のラテン語能力とが、論点として取り上げられていることからも、それは明らかである。巡察師ヴァリニャーノはキリスト教書籍を日本に導入するに当って、まずミルクをついで固きパンを、との聖パウロの言葉に倣い、厳選した書籍のみを日本人に与えねばならない、と考えた。異端・分派の邪説が発生する危険を、未然に防ぐためである。ギリシア・ローマの非キリスト教的書籍はもちろん、キリスト教書籍であっても、例えば異端論駁の書籍等は導入してはならない、と強調した。

このようなヴァリニャーノの基本方針にそって書籍が刊行・導入されたわけだが、その内井手氏は第一に、ヴァリニャーノが編纂した『日本のカテキズモ』に着目する。本書は、その書名からイメージされる〝教理を平明に問答体で記した書〟ではない。ヴァリニャーノは高度の異教文化の国日本での布教初期においては、まず準備福音宣教を重視せねばならないと考えたが、そのために編纂したのがこの『日本のカテキズモ』である。キリスト教を強制せずとも、真理を探究すれば、道理に導かれて信仰に入るものだとして、本書は主として日本宗教に対する批判からなり、それに続く後半でキリスト教そのものを説く。ヴァリニャーノは、日本の諸宗教が普遍的原理に乏しいことを指摘し、それは日本人が、諸事物に共通する本質的属性を抽象する能力を欠くからだと言う。そして日本の諸宗教によっては、救いを得ることが出来ない所以を論証しようとする。

ついで氏は、異教徒イソップの寓話、ルイス・デ・グラナダ著『ギア・ド・ペカドル』、『ヒデスの導師』、『サントスの御作業』、『コンテムツス・ムンヂ』等の日本人のための刊行物に修正・削除・抄訳があることも、また

エラスムス等ヒューマニストの著作が排除されたのも、すべてヴァリニャーノの方針に基づくものであると指摘する。

さらに井手氏は、キリシタン時代の哲学・神学の代表的教科書である、ゴメス編『綱要』を取り上げる。「天球論」「アリストテレスの霊魂論」「日本人イエズス会士のためのカトリック教理綱要」の三部からなる本書の内容を紹介する。そして中でも最も重要な第三部のカトリック教理綱要の編集方針について、カトリック教会による〝思想統制下〟でキリスト教を学ぶ日本人に不必要な神学論争に及ぶことは避け、個々の問題例えば異教的行事への信徒の参加や、改宗受洗の自由の問題等々について、明快な指針が与えられていると指摘する。

つづいて著者は、日本司教セルケイラの教育方針と刊行書籍を論じる。一七世紀初頭セルケイラは日本にセミナリオを創設して、教区司祭養成を目指したが、そこでの教育方針はあくまでも、実践的な知識すなわち良心問題の重視であった。そしてそれは、その教育の場で使用された教科書に反映しているとする。ヨーロッパとは全く異なる生活様式・倫理的価値基準を持つ日本においては、良心問題を活用して日本人信徒を指導する実践的司牧者の養成の必要に迫られた。

さらに井手氏は、キリシタン時代におけるヨーロッパ哲学の移入を取り上げる。そして学殖深いパードレ・ヌネス・バレートが、百冊に上る書籍を携えて一五五六年に来日した事実を重視し、その内特に哲学書に注目し、紹介する。もっともそれらの書籍は、当時の日本人に読破出来たわけではなく、あくまでヨーロッパ人パードレの思想的傾向を窺い知る手掛りになり得るに過ぎない、という点も断っている。

したがって日本人のヨーロッパ哲学の受容ということでは、日本人のために編纂・刊行された書籍を問題にせねばならない。すなわち『ヒデスの導師』、ゴメス編『綱要』その他の書籍である。しかしそれらを手掛りに当時の日本人が、さらに自主的主体的にヨーロッパの哲学・思想の研究を深める機運は未だ醸成されておらず、キリスト教の基盤をなすスコラ哲学と対決する機会を逸したとする。要するにキリシタン時代にあっては、日本人はキリスト教教理の初歩的な教育を受けたに過ぎなかったと断定している。

ついで著者は、背教者不干斎ハビアンのキリスト教理解の問題に触れる。ハビアンはある程度ラテン語を理解

したが、ラテン語で書かれた神学書を自在に読破出来たか不明である。彼のキリスト教護教論書『妙貞問答』と、棄教後のキリスト教論駁書『破提宇子』の間には、内面的な信仰の展開の跡は見られない。彼はヨーロッパ人パードレの人格・徳性への不信感から、秘跡の絶対性を否定するが、それはカトリック教会の秘跡論の立場からは許されない。彼がキリスト教教理を真に把握して、敬虔な信仰の世界に生き得たか疑わしいし、また棄教後強烈な背教者意識を持ち得たか否かも疑問である。氏はハビアンの信仰について以上のように記す。これはハビアン個人の問題であるが、一方でキリシタン信徒の中から多数の殉教者が出たことについて、「正に刮目すべき事件であった」という短い評言で済ませるだけでは、いささか物足りない思いがする。これこそ冒頭に記した、必ずしも知的理解を伴わない信仰の霊的受容を、歴史的に解明することの困難な例と言うべきであろうか。

最後に著書は、日本人のラテン語理解力を取り上げる。日本人のキリスト教理解に直結する語学はポルトガル語ではなく、ラテン語であったとの認識による。ヴァリニャーノは日本人に対するラテン語教育に熱心で、その文典や辞書を編纂させた。しかしそのヴァリニャーノも実際に日本人にラテン語を教育してみて、諸般の事情により、その上達がきわめて困難な現実に直面した。そしてラテン語習得というイエズス会士としての基本的資格は暗黙裡に放棄され、ラテン語の初歩的知識しかもたない日本人も、司祭に叙品されていった。

以上のように記述してきた著書は結論として、ラテン語に上達することを得ず、神学といえば良心問題が主で、いわばキリスト論なきキリスト教神学を学んだという現実に着目するなら、果して真のキリスト教的神観念を持ち得たであろうか、との疑問を提起し、一種の文化変容の萌芽が認められるのではないか、と記す。

確認しておかねばならない点は、キリスト教書籍やラテン語能力が問題になっていることからも明らかなように、ここでの〝日本人〟はあくまで、イエズス会教育機関で教育を受けた、宣教師ないし宣教師の卵たちのことである。彼らが実際の布教面で果たした役割は、極めて大きい。したがって彼らの信仰を知ることは、広く日本人キリシタン信徒の信仰を知る手掛りに、確かになり得るであろう。キリシタン時代日本人のキリスト教受容の問題は、キリシタン史の永遠の課題であろう。肝心の日本人信徒が自己の信仰表明をした記録がほとんど遺って

いない現実の前に、この課題をどの方面から追究しようと、隔靴掻痒の思いを完全に払拭することは出来ないであろう。その中にあって本論文は、一つの確かな地歩を印すものであろう。

2、東インド巡察師A・ヴァリニャーノの日本人観

キリシタン史上周知の、巡察師ヴァリニャーノと布教長カブラルとの間の、日本人観をめぐる対立をまず論じる。そして、カブラルと同じ日本人観を抱いたパードレも少なくなかったこと、ヴァリニャーノの日本人観にすら、カブラルのそれと共通するものがあることを認めた上で、それでもなお、カブラル等は日本人の好ましからざる資質を、天性のもの本質的なものと見做したのに対して、ヴァリニャーノはそれを歴史的条件下に形成された、矯正可能なものと信じた点が、根本的に相違すると強調する。非本質的なもので、矯正可能と判断したからこそ、その日本人に適切な教育を与えれば、すぐれたキリスト教徒・キリスト教宣教師になり得るとの見通しが開ける。

ついで著者は、ヴァリニャーノの統治方針とくに、日本人のイエズス会入会と彼らの教育に関する彼の見解を紹介する。

つづいて、ヴァリニャーノの日本人観を知る上の重要史料として、日本諸事要録の補遺八（一五九二年）の全文を邦訳する。松田氏ほかの訳書『日本巡察記』（平凡社、昭和四八年）には日本諸事要録の補遺の訳を収載するが、補遺七の途中迄である。この井手氏の訳により、補遺のほぼ全体の邦訳がそろった。

3、一六世紀日本におけるキリスト教の受容

先に記した通り、日本人キリシタン信徒が自らの信仰を記した記録はほとんど伝存せず、したがって一六世紀日本におけるキリスト教受容について解明するためには、ヨーロッパ人宣教師が記述した、いわば間接的史料に依らざるを得ない。その制約の中、著者は本論文において、当時の日本においてキリスト教が受容された政治的社会的条件、受容への媒介となった在来宗教、キリスト教への改宗の動機と日本人信徒の信仰等について、平明に記述している。

井手氏はまず、一六世紀キリスト教の受容を容易にした政治的条件として、強力な統一権力の空白期であつたことを挙げる。またその社会的条件としては、織豊政権

が宗教界を自己の統制支配下に収め、「世俗化」すなわち宗教が社会的原理としての地位を失い、非宗教的原理がそれに代わって登場する、社会的価値観が決定的に変動した時期に当たり、しかも新しい世俗的社会原理の擡頭・確立にはなお暫く待たねばならなかった、社会的原理の空白期であった点を指摘する。

またキリスト教受容への媒介として、まず仏教を挙げ、多数の仏教用語がキリシタン版等に採用されていることにも、それが表れているとする。ついで神仏習合（本地垂迹）を挙げ、大村純忠が洗礼後も伊勢信仰を続け、剃髪出家して理専と号したことや、大友義鎮が受洗後も宗麟という禅宗の宗名を用いたのはその表れである。キリシタンの神と仏教の仏との間の異質性が強く意識されることなく、キリシタン信仰が神仏信仰と並行して行なわれたのだとする。

次に氏は吉田神道の一神教的神観念である天道思想を挙げる。当時の知識人の中には、デウスを天道の完成者と見做して入信した者が多かったに相違ないと言う。

改宗の動機としては、一、日本人の間で来世の救済を熱望する気持が強かった。日本人の、合理的思考により道理に従うところが、理性と両立し得る宗教であるキリスト教の理解を容易にした。二、来世の救済のみでなく、現世の利益をも期待した。それは在来の類似の信仰習俗があって、その信仰対象を単にキリシタンの神デウスに置き換えただけだという面があった。三、貿易船が齎す経済的利益に惹かれただけでなく、寺社と結ぶ土豪勢力を排除して支配権を強化し、秩序を維持確立するためにも、キリスト教に接近した。上から下への集団改宗は現実的で有効な方法であった。しかしこの上からの布教は、しばしば強制改宗を伴い、果ては寺社破壊にまで及び、秀吉によって断罪されることになった。しかし巡察師ヴァリニャーノや準管区長ゴメスによって、従来の政策は改められた。

次に著者は、受洗を決意した者が受洗までの間、すなわち洗礼志願期をどう過ごしたかを記述する。通常は教義について七日の説教を聴き、大半は集団洗礼を受けた。受洗後は、組織的典礼を通じてキリスト教的環境の中で、真のキリシタンとなっていった。

二代目のキリシタンのある者は典礼を介して、あるいはコンフラリアの指導下に実践的教義書を読んで、宣教師を頼らずに個人の自由意志で、殉教を目指すキリシタンになっていったと記す。

氏はさらに、初めてキリスト教に接した当時の日本人が、創造主デウスに対して何を矛盾と感じ、いかなる疑問を抱いたかを記す。また日本人は〝八宗九宗〟と称される通り、宗教の相対的価値を尊重するのに対して、キリシタン宣教師はカトリックこそが全世界に受容されるべきだとの、自己中心的普遍主義に囚われていた。キリシタン時代におけるキリスト教と仏教との接触は、双方共に有効な相互理解には至らず、対話は成立し得なかったとする。

4、キリシタン宗門

わが国にとって共に外来の高度宗教という共通性を持つ仏教とキリスト教であるが、その伝来の仕方は全く異なっていた。仏教は大陸のわが国に対する、覇権獲得の一環として伝来したわけではないし、天皇が仏教に帰依したことが、唐にとって物質的利益を齎らすものでもなかった。中国皇帝の保護下に、中国仏教会が集団的布教をわが国で展開したわけでもなかった。これに対しキリシタン伝来の場合は全く趣を異にしており、イベリア両国が常にその背後にあった。一六世紀のヨーロッパは文明の政治的・経済的・文化的要素が不可分の有機性を保ち、キリスト教が文明の要として統合的機能を備えていた。キリシタン布教が政治・経済・文化と表裏一体化し、複合した運動として展開し得たのも、このようなヨーロッパ社会を背景にして初めて可能であった。このような統一体としての西洋文明の放射を受けたキリシタンの世紀は、日本史上最初の深刻な外来文明伝来の時代であったと著者は述べる。仏教伝来の場合は、大和朝廷が中国文明を摂取することによって、蛮族国家から脱皮成長し得たのに対し、キリシタン伝来は、未開と文明との出会いではなかった。

右に記したような時代認識に立って著者は、キリシタン教会がとった貿易船を利用した上から下への布教方法、ヴァリニャーノの布教政策とその業績、日本人信徒の改宗の動機について、基本的に前出3の論文と同じ趣旨を平明に記述する。

続いて井手氏は、キリシタン教会は経済基盤を貿易に求めたが、一七世紀初頭から財政状態が悪化したために、政治・経済への関与が一段と甚だしくなったこと。その結果修道精神の弛緩を招いたこと。その一方で日本人について、カブラル的思想の持主は後を断たず、日本人に対する蔑視と差別はついに一六一五年総会長から、日本人の入会と叙品を厳しく制限すべしとの指令が出される

に至ったこと等を記す。ヴァリニャーノが強力に推進した布教政策は、その意に反して挫折するに至ったが、その適応政策の歴史的意義を氏は高く評価する。

ついで著者は、キリシタン教会の独立の問題を論じる。外来宗教が自国の宗教として自立しているか否かを判断する布教学的基準は、教会財政の独立、教会組織の独立、および教義の独立だとする。そして、財政面でキリシタン教会は日本人の喜捨を財源としなかった。組織面で、将来かりに日本人司教が誕生しても、依然ローマ教皇に従属する以上、独立のための十分条件にはなり得ない。

教義の点では、布教期間が一世紀に満たなかったという時間的制約があった。日本にはキリスト教的概念を伝え得るような、類似の宗教的・哲学的概念がなかった。一六世紀西洋のキリスト教神学は、他宗教に内在する価値を理解し得なかった。ヴァリニャーノの適応主義にしても、外面的儀礼や実定法に基づく掟に限られた。日本の教育機関では、倫理神学を含む神学と哲学の初歩が教授されるに止まり、スコラ哲学を体系的に学習する機会に恵まれなかった。教義は聖書と聖伝とから成るが、教皇は聖書解釈権を独占し、教義の違反者を異端者と宣告し、異端者を暴力で復帰させることが認められている近代カトリックの性格からして、教義的独立は不可能であったとする。

5、不干斎ハビアンの生涯

キリシタン時代における東西の思想闘争を、自らの数奇な生涯の内に体現したハビアンは、これまでに多くの歴史家や文学者の関心を惹きつけてきた。井手氏の論考は、ハビアン研究史上に重要な地歩を印し、画期をなすと評してよい。

本論文はハビアンの生涯を、可能な限り原史料を収集、検討することによって究明したものである。一五六五年（永禄八年）に生まれてから、一六二一年（元和七年）に死亡するまでの彼の数奇に満ちた生涯を年譜に示し、重要な事柄を指摘する。その内のいくつかを紹介すると、一、一六〇七年準管区長パシオと共に江戸に行き、帰途駿府で本多正純に教理書を献上した。二、一六一九年ハビアンは長崎奉行長谷川権六やトマス・アラキと共に江戸から長崎に下向し、一六二一年三月に死亡するまで、長崎で迫害に協力した。三、末次平蔵と村山当安との争論において、ハビアンは一貫して当安を弁護し、その著『破提宇子』の中で、当安処刑の理由が信仰問題にあると記したという。ということは、現存元和版とは異本の

『破提宇子』は存在したことが考えられる。四、ハビアンは奉行権六と末次平蔵の依頼により、将軍に献上する目的で『破提宇子』を執筆した。つまり幕府の迫害に荷担するための著述であった。五、ハビアンのイエズス会脱会と棄教は、一六〇八年である。すなわちそれはあくまで、彼の自由意志に基づく行為であった。六、彼の脱会と棄教の動機については、直接的には自らの女性関係にあるにしても、より根本的な動機としては、イエズス会内部における日本人イルマン・同宿に対する差別待遇、および自らの司祭叙品が何時までも許されないことへの不満にあったことが指摘出来る。七、キリシタン日本征服説について、コーロスが報告書を記述した。八、『破提宇子』は日本人イルマンの一部に動揺を惹き起し、その防止策を講じる必要に迫られた。管区長コーロスは本書を論駁する論書の作成を顧問パードレに命じた。

さらに井手氏はハビアンのキリスト教神学の教養について、恐らく学んだであろうヴァリニャーノ著『日本のカテキズモ』とゴメス著『綱要』、さらにはハビアン自身の著作『妙貞問答』と『破提宇子』の内容から、彼には三位一体論が理解困難であったか、または自分の著作には意識的に省いたのかも知れない。理性によって神を説くスコラ的神学は認識し得たとしても、啓示に基づく超自然神学は遂に理解出来なかったのであろう、と推察する。

コレジオの聖歌隊教師を務め、宗教音楽の発展に寄与した日本人イルマンのルイス塩塚は、修道生活に適さずとしてイエズス会を追放されたが、マニラに渡って司祭になり、後に一六三七年日本に上陸して殉教した。対照的な生涯を送ったハビアンと対比して、キリスト教に生死を賭けた対決を迫られた日本人イルマンの原型と見做す。

6、不干斎ハビアン『妙貞問答』上巻「禅宗之事」について

『妙貞問答』は上中下三巻から成るが、この内上巻は永い間散逸したものと見做されていた。それが天理図書館に存在することが比較的近年判明し、今では全巻通しての翻刻も行われている。本章は、上巻の内「〔十〕禅宗之事」全文を校訂し、註を付したものである。語義の解釈、出典の明示等、難解な本文の読解に益するところ大である。

本章後半で井手氏は、右の「禅宗之事」に依拠してハビアンの前半生について考察する。そして、本書に引用

されている禅宗教典がすべて臨済系であることから、臨済宗の出身者であろうとの推定を改めて確認し、さらに本書の記述から大徳寺に関係した人物であったろうと推測する。

7、ハビアンと『妙貞問答』

キリシタン布教は、仏教が社会の指導原理としての地位を失い、朱子学がこれに代わって幕藩体制を支える、新しい世俗的社会原理として確立されるまでの空白期に、民衆の救済論的宗教への期待に応える役割を果したとの、井手氏の持論に立って、ハビアンの生涯を記し、その著作『妙貞問答』を解説し、最後に『破提宇子』にも触れている。『妙貞問答』は上巻で仏教十二宗を、中巻で儒道と神道を論破し、下巻でキリスト教の真理性を論証する。氏によれば日本思想史上、キリスト教の立場から神儒仏という既存の宗教をすべて論破した、個人の著作として唯一のものであり、またキリシタン史上日本人自身の筆になる最高の護教論書だという。神儒仏の三教を如何なる筋道を立てて論破したか、そしてどのような護教論を展開したかを詳しく説明する。またその下巻では創造主論と救済論が主で、三位一体・受肉・贖罪などの、啓示的真理の領域には言及されていないことを指摘する。氏はこの点、〝準備福音宣教〟を実践したイエズス会の布教方針を物語るものであると同時に、ハビアン自身啓示的真理を受け容れ得なかったことをも示しているとする。

『破提宇子』に関して井手氏は次の点を指摘する。一、キリシタン奪国論についてのハビアンの見解は、軍事的征服よりもむしろ、思想宣伝工作を重視している。二、ハビアンの合理主義的キリスト教批判は、一七世紀以降の西欧における反キリスト教思想と論理を同じくしており、比較思想史の観点から興味深い問題を提供する。三、ハビアンの入信・脱会・棄教の生涯は、西洋文明の洗礼を受けた日本の知識人の一原型と言える。

8、日本準管区長Ｐ・ゴメスの強制改宗権論批判――『神学綱要』第一部第六八章

イエズス会宣教師は日本において、上から下への布教方針をとった。彼らがこの方法を採用したのは、改宗を上から強制するためではなかった。彼らは布教の自由を領主に保証してもらい、説教を聴くよう家臣に義務づけてくれることを期待したが、改宗は各自の自由に任せるべきだとした。しかし現実にはなかなかこの建前通りに

はいかず、宣教師が行き過ぎた行為に及んだこともあった。

ゴメスは、日本のコレジオで使用する神学の教科書として著述した本網要の一章で、強制改宗問題を取り上げ、領主を通して異教徒に改宗を強制するのは正当であるとする見解と、それを不当とする説を紹介し、その上で後者の説を支持してその正当性を論証している。ガイ神父の著書に引用されている本章を邦訳紹介し、注目すべき点として、異教徒に対する暴力の行使は禁止しているが、もしも異教徒が福音宣布を妨害するならば、暴力でその妨害を排除する権利は留保していること。異教徒に対する強制改宗は不当とするが、異端者に対しては暴力による強制的復帰は正当としていること、等を指摘する。

9、徳川家康の死因について

徳川家康は元和二年正月二一日（一六一六年三月八日）駿河で鷹狩りの途中発病、同年四月一七日（一六一六年六月一日）駿府城で死亡した。彼の死については内外の史料がある。『大日本史料』一二ノ二三・二四に、多数の国内史料と若干の海外史料が収載されている。これに対して著者は本論文で、可能な限りの海外史料を収集し、検討する。すなわちイギリス史料・イエズス会史料・ドミニコ会史料・アウグスチノ会史料等である。中でもドミニコ会史料に注目する。すなわちオルファネル著『日本キリシタン教会史　一六〇二―一六二〇年』（一六二一年二月古賀で脱稿、マドリード、一六三三年刊）である。要するに、一六一六年七月家康は狩りに出て失神し、彼が常時携行する強心剤を飲ませようとして、家臣が間違えて毒薬を飲ませてしまい、数日後に死亡した、というものである。

オルファネルの右の著書の草稿とも言うべき、一六一九年一〇月二五日付けの報告書には、右の記事は見えない。つまりまだ家康の死因は知らなかった。彼は一六二一年四月二五日長崎の近くで逮捕され、それから同年八月二〇日まで約四ヵ月鈴田牢に繋がれた。この間牢内で、宣教師や信徒から得た情報に基づいて、その箇所を訂正増補して、右の如き記載になったのだという。

井手氏によれば、オルファネルの如き記事は国内史料には見えないという。氏は国内史料と海外史料のいずれに信憑性を認めるかは、結論を急がず慎重な態度をとる。しかし確かに鷹狩りが彼の死に絡む点は共通するが、一六一六年三月八日に発病し、六月一日に死亡したことがはっきりしている以上、一六一六年七月に狩場で倒れ、

その数日後に死亡したとの記載を史料として取り上げるには、よほど確かな傍証を必要とするように思うが如何であろう。

10、トインビーのキリシタン観

キリシタン時代が、一五世紀に始まり二〇世紀にその絶頂に達した世界的規模の「西欧化」の第一波であること、一六・七世紀の西欧文明は、成長期にあった純血種の西欧文明で、容易に他文明に滲透せず、拒絶される傾向にあること、徳川幕府によるキリシタンの拒絶は、政治的心理的な面が主因であったこと等、キリシタンに関するトインビーの見解を紹介し解説する。そしてヴァリニャーノを抜きにしてキリシタンを論じ得ないにもかかわらず、ヴァリニャーノにはほとんど言及していない点に着目する。

11、トインビーの高度宗教論――近代初期におけるイエズス会の中国布教政策

マテオ・リッチの主導によりイエズス会は中国布教において、デウスを表すのに上帝・天の語を採用した。儒教は道徳であって宗教ではなく、理性とカトリックの真理に合致すると考え、中国にキリスト教を根付かせるには、儒教の用語を用いる訳語主義が最善を判断したからである。日本や中国においてイエズス会士が、適応主義に基づく布教努力を傾注したにもかかわらず、成果は乏しかった。その根本的理由は、「一つの生活様式から他の様式」へ改宗する困難と苦痛にあったという。

しかし、ヴァリニャーノやリッチの布教の適応政策は、彼らの死後三百余年を経て、カトリック教会の基本方針として再登場する。キリスト教が一文明・一文化に関わるものではなく、それらを超越する普遍的なものであるならば、ユダヤ・ギリシア・ローマ・ゲルマンの諸要素を摂取した綜合体であるキリスト教は、次に東洋的思惟方法をも受容して自己を豊かにし、新しい哲学と神学の綜合を探究せねばならないと井手氏は持論を述べる。

トインビーによると、高度宗教は本質的要素と本質的でない偶然的・一時的・地方的付加物とから成る。高度宗教は出産した文明を超えて他の異質の文明に伝播し得る普遍性を持つが、あくまでそれはその宗教の本質のみを他の文明に注入し、土着独自の様式で着色した時に完了する。右の付加物は出産した文明の特殊性によるものであり、他の文明にとっては無用である。本質的要素と一緒にこれをもそこへ強制的に導入しようとすると、拒絶されて鎖国の原因にもなる。トインビーはその意味で、

イエズス会士が中国布教で執った儒教化政策を評価する。というよりトインビーは、キリスト教の本質的要素と一時的・地方的偶有性との区別という命題を、イエズス会の中国布教政策に関連させて発想したという。

井手氏によれば、同命題はまさに護教にほかならないという。護教とは、時代を異にし条件が変化するに応じてその真理性を証明することのみでなく、異質の文明に伝播した際、土着の宗教や世界観と格闘して自己の真理性を証明することでもある。ヴァリニャーノやリッチの適応政策は、この後者の護教に当ると言う。トインビーは、この護教には危険性があることをも指摘する。すなわち、その宗教の本質を一つの社会環境の言語に翻訳すれば、言語を異にする他の社会環境において理解出来なくなる。この種の翻訳はある程度の誤訳にならざるを得ない。付加物を削ぎ落そうとして、本質までも歪曲し、失う危険がある。

宗教の本質と付加物との区別は、教会当局は常に認めることを好まない。制度の温存、偶像化を尊重する人間の原罪による。しかしそれにもかかわらずトインビーは、宗教の本質剝離の必要を強調する。

井手氏によればトインビーは、第二次大戦終了後まもない当時は、キリスト教をすべての高度宗教とあらゆる哲学の最終的後継者と見做す、キリスト教中心史観を抱いていたが、その後高度宗教の多様性と等価性を強調する高度宗教中心史観に変化したという。そしてキリスト教のイニシアチブによる高度宗教の和解の典型的事例として、やはりここでも一六・七世紀中国におけるイエズス会の布教精神を挙げる。自分たちのカトリック信仰と、非キリスト教徒である大多数の人々の宗教・哲学との相違点を強調しないで、類似点を見出し、共鳴と理解と敬意の念をもってそれに近付いたとする。氏によれば、トインビーがキリスト教中心史観を放棄して、高度宗教中心史観へ転換した理由は、一、キリスト教教義に対する疑惑と、理性の価値と機能の評価。二、インドの哲学・宗教の影響であろうと推測する。

第二ヴァチカン公会議以後のローマ教皇庁は、キリストの福音と民族解放闘争との連携を模索し、正義と人権を標榜して新植民地主義を批判し、非西欧世界の諸宗教の価値を評価する等の運動を、国際的協力のもとに展開する。そのカトリック教会に対して中国教会は如何なる反応を示すか、将来完全に独立した中国人のカトリック教会実現への道を歩み、西洋伝統の神学とは異なる、独

自の神学を確立するに至るのか、その動向は第三世界の諸教会・諸宗教にも反響を呼ぶであろう、と著者は展望する。

第二部史料篇は、次の二点の史料の邦訳紹介である。

1、日本イエズス会第一回協議会（一五八〇～八一年）と東インド巡察師A・ヴァリニャーノの裁決（一五八二年）。

ローマ・イエズス会文書館Jap. Sin. 2, ff. 42～86vの邦訳である。冒頭に解題を載せる。

2、日本イエズス会第二回全体協議会と東インド巡察師A・ヴァリニャーノの裁決（一五九〇年）。

A. Valignano, Adiciones del Sumario de Japón, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Osaka, 1954, pp. 591-674の邦訳である。冒頭に解題を載せる。

1・2共に、イエズス会の日本布教政策を語るに欠かせない、第一級の史料である。著者がその論文の集成に続く続篇として、右の史料の邦訳を収載したのは、妥当な選定と言うべきであり、また広く今後の研究の発展に資するところ大きいと信じる。

以上、本文五八一頁、索引一四頁の浩瀚な研究書の内容を一通り紹介した。

著者の井手勝美氏は、専門分野が細分化され勝ちなキリシタン史の学界において、東西の思想を見通すことの出来る数少ない研究者の一人である。文書に没頭して個別の事象を追究する研究者ももちろん必要である。しかしそれと同時に、史料に拠るが史料に拘束されず、高い位置から広い視角で歴史を語り思想を論じることの出来る著者のような学者もまた、きわめて大切であり、両者相俟って豊かな実りを生むことが出来ると言うべきであろう。文明論で言う世俗化の間隙をぬって信仰が広まったとする著者のキリシタン史観、ヘレニズム時代に続く第二波としてキリシタン時代にキリスト教が異教と交渉し、苦悩の末にヴァリニャーノやマテオ・リッチが採用した布教政策を高く評価する著者の文明史観、その時代の傑出した日本人知識人ハビアンが、キリスト教に入信しながらも結局はキリスト教の核心部にまでは迫り得なかった限界等々、氏の永年の研究活動の結実であり、引いては寄せる波動の如き論述は、読む者に強烈な感銘を与える。

著者の学問関心は、単に過去の事実の解明に留まるも

のではない。ヘレニズム時代にギリシア哲学と結合したキリスト教が、キリシタン時代におけるヴァリニャーノの実験は主として政治的・外的理由によって中断を余儀なくされたが、日本の宗教思想との対決を通して自己を洗浄し、最も中核にある本質的なものを残して変容する、新しい護教論、新しい神学の確立の成功を遠くに見据える。著者の視界は広く開けそして高い。個別事象の解明に追われがちの研究者も本史論を精読することを強く推奨する。

（A5版、五九五頁、八〇〇〇円、ぺりかん社、一九九五年二月刊）